

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、令和3年度社会資本整備総合交付金事業 平瀬線舗装工事1工区（和泊町 和泊 地内）に適用する。

第2条 本工事は、契約書及び設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項によらなければならない。

- 1 「土木工事共通仕様書」（鹿児島県土木部：平成28年1月）
- 2 「土木工事施工管理基準」（鹿児島県土木部：平成28年1月）
- 3 「土木請負工事必携」（鹿児島県土木部）：平成30年4月）

第3条 この特記仕様書及び土木工事共通仕様書等に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、かつその指示に従うこと。

第4条 本工事の契約数量は、別紙設計図書のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者（町）と請負者との協議のうえ契約変更の対象とする。

第5条 本工事前払金は契約金額の40%以内で支払うことができる。
なお、当初契約においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、前払による補正の率は変更しない。
また、下記要件を満たした場合には、中間前払い金を契約金額の20%以内で支払うことができる。

- 1 工期の2分の1を経過していること。
- 2 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

第6条 本工事の工期は、165日間とする。

第7条 概算数量発注について

- 1 本工事は概算数量発注方式により積算したものである。
詳細は、概算数量発注要領による。
- 2 本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日を付与している。
- 3 受注者は本工事に関して疑義が生じた場合には、監督員に連絡し協議すること。

第8条 中間検査の実施

本工事は、中間検査を実施しない。

第9条 県産資材の優先使用について

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レミクストンクリト) コンクリト二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
-----------------	---
- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

鹿児島県ホームページ

ホーム> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査> 仕様書等> 工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoru>
iichiranhyou.html

なお、4項「建設資材使用実績報告書」と監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子

（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不

活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、

「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第10条 管内（町内）建設業者の優先活用について

- 1 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、和泊町所管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
 - 1 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

鹿児島県ホームページ

ホーム> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査> 仕様書等> 工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoru>

iichiranhyou.html

なお、3項「下請業者使用実績報告書」と監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子

（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」，「県産資材等不

活用状況」，「使用材料承認願い」，「建設資材使用実績報告書」，「【発注者使用】様式-1」，「【発

注者使用】様式-2」のシートは，削除しないこと。

第11条 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

和泊町が発注する建設工事等（以下「町工事等」という。）において，暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，その旨を遅滞なく町（発注者）及び警察に通報すること。

町工事等において，暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，町（発注者）と協議を行うこと。

第12条 配置技術者等の途中交代

1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては，主任技術者又は監理技術者の死亡，傷病，出産，育児，介護または退職等，真にやむを得ない場合のほか，下記に該当する場合である。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合

2 上記1のいずれの場合であっても，請負者と発注者が協議し，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第13条 監理技術者等の専任を要しない期間

1 請負契約の締結後，現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については，打合せ記録簿により明確となっていることを条件に，主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

2 工事完成後，検査が終了し，事務手続，後片付け等のみが残っている期間については，主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお，検査が終了した日は，発注者が工事の完成を確認した旨，請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第14条 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し，その運営，取締りを行うこととされているが，以下のいずれかの要件を満たす場合に，工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし，いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため，現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等
が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であ
って、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の
もとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、こ
れらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完
成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場にお
いて作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は
不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等
により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしてお
くこと。

第15条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、
取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代
金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、
次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り
及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認
めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）
のすべてを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に
支障ないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の
合計が7,000万円未満であること

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以
上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できる
ものとする。

（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人当選任（変更）通知書」により現場代理人
の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね1
0km以内の範囲
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等
の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐すると
ともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たる
こと

(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第16条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。

第17条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第18条 国土調査の基準点等測量標識等の保全

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第19条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工

事現場に出入りすることがないようにすること。

- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第20条 工事現場の現場環境改善

本工事は、現場環境改善費用を計上しない。

第21条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設
産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・蒸蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧額基町、旧知覧町）、
H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市、南さつま市
H25：霧島市、阿久根市
H26：鹿屋市、姶良市
H29：長島町

第22条 本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備

員を配置すること。

また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

第23条 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40（30）	使用箇所

※使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第24条 指定副産物の搬出

公共工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
アスファルト	ECO	和泊町	L=5.5km
〃	大輝	和泊町	L=5.0km

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

②受入時間

（株）ECO：8時30分～17時00分

（株）大輝：8時30分～17時00分

第25条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

1 本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び

再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
アスファルト	ECO	和泊町	L=5.5km
アスファルト	大輝	和泊町	L=5.0km

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこのかぎりではない。

③受入時間

（株）ECO：8時30分～17時00分

（株）大輝：8時30分～17時00分

第26条 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返

送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第27条 土砂流出防止対策は、「大島支庁赤土等流出防止対策方針・赤土等防止対策実施要領」により行わなければならない。

- 1 工事期間中は気象情報に十分注意し、土工事は降雨等を避けて施工すること。
- 2 法面下部には土のう等を設置し、雨水等により土砂が流出しないようにすること。
- 3 工事期間中は気象情報に十分注意し、土工事は降雨等を避けて施工すること。
- 4 法面完成後は、速やかに法面保護工を施工すること。
- 5 法面保護工の施工まで長期間を要する場合は、ビニールシート被覆等による暫定的な保護対策を実施すること。
- 6 掘削土、盛土材等はその日の内に処理し、一時的に現場内に置土する場合は、降雨による土砂流出を防ぐためにビニールシート等により被覆すること。
- 7 当日の盛土計画は作業終了時まで、締め固め機械で十分に締め固めること。
- 8 土工の作業中は、雨水等による土砂流出を起こさないように、常に廃水処理を行い、必要に応じて土砂溜を設置すること。
- 9 土砂の運搬に際しては、道路や集落内に落土がないように注意し、落土があった場合には速やかに除去清掃すること。
- 10 残土処理については、捨土後土砂流出しない場所を選定し、雨水等による土砂流出を起こさないように、柵工または擁壁工等により土砂流出防止を図ること。また、法面については植生等で適切に保護すること。
- 11 防止対策の実施方法、配置図を施工計画書に含めて提出すること。
- 12 完成書類提出時に、上記対策の実施状況写真と対策効果発揮状況写真を貼付すること。

第28条 その他

- 1 工事着工前に本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査を行うこと。
- 2 工事現場周辺にたいしては、騒音、振動等を極力少なくする他、散水その他飛砂塵介の出ないように処理すること。
- 3 工事看板については、視距が確保出来る範囲で伐採などを行うものとし、さらに設置箇所の前後50mは清掃（伐採・空き缶除去等）を行い現場管理に努めること。
また、工事看板等を結束した番線・針金等は確実に処理すること。